

# 点字と手話

## — 三重大学教員免許状更新講習における取り組み —

郷 右 近 歩\*

### Braille and sign language

### The teacher training curriculum for obtaining teacher certificate in Mie University

Ayumu GOUKON

### 要 旨

視覚障害や聴覚障害に関する支援を行う上で、点字や手話の活用ができないことは、支援の幅を狭めるものと考えられてきた。一方で、点字も知らない、手話も知らない、だから、当事者の方と直接コミュニケーションをとることができない、という誤った認識も生んできた。視覚障害者には音声で、聴覚障害者には書記で、一般の人間も支援を行う事が可能である。ただし、聴覚情報の特性や視覚情報の特性に対する深い理解が無ければ、専門的な情報を的確に伝えることは難しい。本稿では、三重大学教員免許状更新講習における取り組みに基づき、点字や手話を用いた支援の方が、むしろ、地方国立大学等においては責任を放棄した対応に繋がりがねないという問題点を指摘した。

### I. 問題と目的

三重大学では、2010年度より、教員免許状更新講習において視覚障害者・聴覚障害者の受講支援を続けてきた。視覚障害者には音声、聴覚障害者には書記による情報提供を行った。2012年8月現在、6名（視覚障害者4名、聴覚障害者2名）が受講を修了し、2名（視覚障害者1名、聴覚障害者1名）が本年度の講習を受講している。本学教育学部には特別支援教育講座があり、知的障害、肢体不自由、病虚弱に関する教員養成を行っている。一方で、多くの地方国立大学と同様に、視覚障害や聴覚障害に関する教員養成を行う体制は有していない。

県内には、盲学校と聾学校が存在する。視覚障害児や聴覚障害児に対する専門的な教育環境は欠かすことができない。視覚障害や聴覚障害を有する教員も複数在籍している。教員は免許状更新講習を受講する必要がある。講習の講師は、パワーポイントを映写し、動画資料を提示し、マイクrophonを通した音声で授業を展開する。すなわち、その殆どが視覚情報と聴覚情報である。講習の最後には試験が実施され、合格点を取らなければ免許が更新できない。しかしながら、視覚障害や聴覚障害に関する教員養成を行う体制は有していない。

このような場合、通常行われるのが外部委託である。講習資料の点訳や、手話通訳者の配置など、専門性を有する外部の機関への委託が行われる。講習開設主体は必要な予算さえ確保できれば、一定の社会的責任を果たしたと見なされる。しかし、本当にそうだろうか。教員免許状更新講習の内容はその多くが極めて専門的である。単純に点訳した場合、必ず誤訳が生じる。講師が点字を判読できる例は極め

---

\* 三重大学教育学部

て少なく、誤訳資料がそのまま提供される可能性は高い。手話通訳者も、講習内容を理解した上でなければ正確な通訳は困難である。当日派遣分の予算だけでは心許ない。

さらなる問題は、資料の完成が講習直前となる例が多いことである。本学では、障害を有する受講者がいる科目の場合、講師に1か月前の資料提出を求めてきたが、極めて困難な依頼であった。むしろ、1か月前に資料を提出することができないため、障害を有する教員の受講が困難であると講師が判断する例も生じかねない事態となった。委員会、事務局、テキスト編集を行う専任教員、そして担当副学長による再三の依頼で提出が維持された以上、外部委託を行った場合の惨憺たる結果は火を見るよりも明らかである。確実に、多くの講師は期限内の資料提出ができない。

受講者に対して誤った情報が提供された場合、試験にも影響が及ぶ。外部委託の場合、講習開設主体が責任を免れることは容易となる。しかし、本学は提供する情報に対しても責任を負うという道を選択した。提供される情報は、正確さが担保されなければならない。視覚障害や聴覚障害に関する教員養成を行う体制は有していない本学において、誤りや不備の校閲・検証は難しい。ゆえに、視覚障害者には音声、聴覚障害者には書記による情報提供を行った。一見当たり前にも見える、この異例の取り組みの意義について本稿では論じた。

## II. 方法

2011年10月、科学研究費補助金「平成24年度（2012年度）若手研究（B）」に、研究課題名「教員免許状更新講習を受講する視覚障害者・聴覚障害者への支援モデルの構築」の申請を行った。

研究目的の概要は次の通りである。

2009年度より、教員免許更新制が導入された。視覚障害や聴覚障害を有する教員も免許更新の対象となるが、講習開設主体（大学等）によっては「適切な対応ができない」等の理由で受講を婉曲的に避ける例が生じている。講習の未受講は免許状の失効につながることから、障害を有する教員が必要な講習を受けられるようにすることは喫緊の課題である。本研究の目的は、三重大学における先行事例を分析対象として、視覚障害や聴覚障害に関する専門教員の配置がない地方大学においても、障害を有する教員の受講を可能とするための支援モデルを構築することにある。

研究目的の詳細は以下の通りである。

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月1日より、教員免許更新制が導入された。文部科学省（2008）は、「教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」と説明している。その対象は、①現職教員（指導改善研修中の者を除く）、②教員採用内定者、③教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載されている者、④過去に教員として勤務した経験のある者など、である（文部科学省, 2008）。

免許状更新講習を開設できる者は、①大学、②指定教員養成機関（専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの）、③都道府県・指定都市等教育委員会など、である（文部科学省, 2008）。三重県においては、各大学（三重大学、放送大学、皇學館大学、鈴鹿国際大学、三重短期大学、鈴鹿短期大学、高田短期大学）が連絡協議会を設け、講習の開設・運営に協力している。特に、三重大学は、県内の対象教員全てが県内で講習を受けられるよう、講習開設期間の長さや講習の数という点において重責を担ってきた。他の都道府県の大学等が講習規模を縮小する中で、三重県においては受講者が不利益を

被ることのないよう、各大学の努力により講習規模が維持されており、その結果、県外からも複数の受講希望者を受け入れることとなった。

更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限を過ぎた場合は免許状が失効する。そのため、対象教員は免許状更新講習を受講しなければ失職する可能性がある。この点においては、視覚・聴覚・身体等に障害を有する教員も同様である。しかしながら、幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭・特別支援学校教諭など、様々な教員が受講を希望するような講習では、多数の受講生を想定し、視聴覚教材を用いた一斉講義が行われており、障害を有する教員への配慮が十分とは言い難い。

具体的には、次のような例が挙げられる。近年、パワーポイントを用いた講習が多く見受けられるが、そのような場合、視覚障害を有する教員に対する情報保障について配慮が乏しい。あるいは、講師が饒舌な場合、聴覚障害を有する教員に対する情報保障が不十分となる場合も多い。そのような講習を受講した上で、他の受講者と同様の試験を実施され、その成績に応じて合否判定が行われた場合、“合理的な配慮”を欠いた講習を運営・実施した開設主体の責任は重い。この点が、明に暗に受講を拒否する講習開設主体が後を絶たない理由となっている。

一方で、障害を有する教員の受講を受け入れた場合の課題も指摘されている。2009年度、三重大学では視覚障害を有する受講者に対応した複数の大学に情報の照会を行った。受講者と事前に打ち合わせを重ねた結果として、①講習で使用される資料の事前提供（点字化もしくはPDF化）、②講習当日の支援（介助者の配置やコンピュータの持ち込み）、③試験を実施する際の配慮（別室の確保や解答時間の延長）、等の対応が行われていた。資料の事前提供については、点字化作業を専門機関に依頼したり、アルバイトを雇用してデータの編集作業を行う等、多大なコストをかけた反面、作成した資料が活用されなかったとの報告もあった。背景には、紙幅の多い点字資料に対して受講者が感じる煩わしさや、暗眼者の視点から加工されたデジタルデータの聴き取りにくさ等の要因が含まれていた。

三重大学では、2010年度から2011年度にかけて、視覚障害を有する教員4名、聴覚障害を有する教員2名の受講支援を行い、受講者から好意的な評価を得た。（成果の一部は「視覚障害を有する教員に向けた教材作成支援の課題：三重大学教員免許状更新講習における取り組み」川口・郷右近，2011に記載。）本学教育学部には特別支援教育講座があるものの、知的障害・肢体不自由・病虚弱に関する教育を主としており、視覚障害教育教員養成課程や聴覚障害教育教員養成課程は設置されていない。都道府県の中でも、大都市と多数の大学を擁する自治体とは異なり、多くの地方では教員養成を行う特定の大学が広域のあらゆるニーズに対応しなければならない。本学の取り組みが独創的なのは、点字や手話といった高度な専門技能を必要としない点にある。

以上のことから、専門職員の配置がない地方大学において適切な支援を行う上で、三重大学における取り組みはモデルケースとなり得るものと考えられた。そこで、本研究では、視覚障害や聴覚障害を有する教員における教員免許状更新講習の受講支援を行う上で、三重大学における支援モデルを先進事例として捉えて分析・検討することにより、各地方においても実現可能性が極めて高い実施計画を立案・提起することを目的とする。

上記の申請に対する審査結果を客観的な評価指標とした。

### III. 結果

研究種目名：若手研究（B）、分科：教育学、細目：特別支援教育、における応募件数は49件であり、そのうち採択件数は17件であった。「教員免許状更新講習を受講する視覚障害者・聴覚障害者への支援

モデルの構築」の順位は「C」であり、「応募細目における採択されなかった研究課題の中で、上位 50%に至らなかった」という評価であった。

#### IV. 考察

平成 23 年度三重大学教員免許状更新講習事業報告書の 115-116 頁に記載された通り、本学の取り組みに対して受講者は好意的な評価を行っていた。その一方で、科学研究費補助金への申請に対する評価は極めて低いものだった。実際に受講した当事者の評価が高い反面、特別支援教育の専門家である審査者の評価が低い一因として、支援に「点字や手話を用いていない」ことの影響が考えられる。点字や手話を用いることができないのは、本学にとっては人員配置や体制上のやむを得ない事情によるものである。一方で、点字や手話を用いずとも支援が可能という事を、特別支援教育の専門家がどのように捉えるかという事は別の問題である。

視覚障害者に対する音声による情報保障や、聴覚障害者に対する書記による情報保障は、高度な専門性を必要としない支援方法と捉えられる可能性がある。しかしながら、筆者らが指摘したように、別種の専門性を要する支援方法である（川口・郷右近, 2011; 郷右近・舂本, 2012）。仲介者を挟まず、直接コミュニケーションを行うということは、当事者との間に信頼関係を築く上でも必要な過程である。本学は、点字や手話の重要性を認識しつつ、現状における最善の支援方法として、視覚障害者には音声、聴覚障害者には書記による情報提供を選択した。

大学が開設する講習として、どの水準で情報保障を行うかという観点から、講習内容にも責任を持って受講者に伝えるというのが本学の姿勢である。その手法は広く開かれている一方で、高い使命感と幾何かの専門性も必要としている。もし仮に、偏狭な専門性への固執により評価に影響が及ぶようなことがあるとすれば、本質を捉えることができなかったという事である。点字や手話は重要である。ただし、講習開設主体と受講者がコミュニケーションをとる方法について、多様な可能性を否定することは当事者の不利益を招きかねず、合理的配慮という観点からも非生産的である。

#### 文 献

- 川口あゆみ・郷右近歩（2011）視覚障害を有する教員に向けた教材作成支援の課題 — 三重大学教員免許状更新講習における取り組み —. 三重大学教育学部研究紀要, 62, 109-114.
- 郷右近歩・舂本大輔（2012）聴覚障害を有する教員に向けた学習支援の課題 — 三重大学教員免許状更新講習における取り組み —. 三重大学教育学部研究紀要, 63, 97-102.
- 三重大学教員免許状更新講習実施委員会企画部会（2012）平成二十三年度 三重大学教員免許状更新講習事業報告書 現職教員の資質向上を目指して.